

## 立川基地跡地昭島地区における女子中間ケアセンター(仮称)の整備について

全国の女子刑務所は、いまだ過剰収容状況が継続しておりますが、とりわけ、近時、医療措置を必要とする女子受刑者が急増しているという状況にあります。また、我が国には、職業訓練を中心に実施する女子受刑者専用の施設が存在しないという問題があります。法務省では、このような状況にかんがみ、女子受刑者の改善更生、社会復帰を一層円滑に行うため、これら医療的ケア対象者及び職業訓練対象者を収容するための機能を持った施設の整備を速やかに進めてまいりたいと考えております。

平成19年9月7日付けで提出した「立川基地跡地昭島地区における国際法務総合センター(仮称)の整備について」の中において、立川基地跡地昭島地区の区域内で女子収容施設の整備を将来構想として検討している旨をお伝えしたところですが、法務省では、この度、国際法務総合センター(仮称)に近接する場所(別添「立川基地跡地昭島地区 利用計画図」中、「公共利用(検討中)」の位置)に、女子中間ケアセンター(仮称)として、上記女子受刑者を収容対象とする1,000人規模の施設整備を計画することといたしました。

法務省としては、国際法務総合センター(仮称)と同様、女子中間ケアセンター(仮称)についても、同地区の利用計画及び周辺環境等に十分に配慮した施設として整備する所存です。

つきましては、昭島市御当局におかれましては、本計画の早期実現に向けて、格別の御配慮と御理解をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

平成22年12月8日

昭島市長 北川 穰 一 殿

法務省大臣官房長 稲田 伸 夫

